

# 国民健康保険被保険者・ 老人医療受給者の皆様へ

## 入院したとき、一部負担金や食事代が安くなる制度があります

市町村民税非課税世帯等に属する人が入院したときは、一部負担金や食事代の減額を受けられます（役場で手続きをする必要があります）。

減額認定を受けるには、申請が必要ですが、次のとおり手続きをしてください。

減額認定証を持っている人の更新手続き

市町村民税非課税世帯等に属する人が入院したときは、一部負担金や食事代の減額を受けられます（役場で手続きをする必要があります）。

減額認定を受けるには、申請が必要ですが、次のとおり手続きをしてください。

現在使用している「国民健康保険標準負担額減額認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月末日です。引き続き、減額認定証が必要な方は、手続きをしてください。

### 国保の被保険者で69歳以下の人

食事代として、1日につき780円を自己負担していますが、下表のとおり減額されます。

減額認定を受けるには、申請場所／役場医療保険課・最寄りの総合支所、出張所

準備するもの／

①健康保険被保険者証

②印鑑

③老人医療の受給者は、老人医療受給者証

8月1日から8月31日まで  
※申請場所、準備するものは新規申請と同じです。

### 国保の被保険者で70歳以上の人と老人医療受給者

医療機関ごとに医療費の1割と、食事代として、1日につき780円を自己負担して

問い合わせ／

医療保険課

77・5502



区分	国保69歳以下	国保70歳以上・老人	
	食事代の自己負担額	食事代の自己負担額	入院時一部負担金限度額
一般の者	780円/日	780円/日	40,200円/月
市町村民税非課税世帯等で過去1年間の入院日数が	90日以下の者	650円/日	24,600円/月
	91日以上の者	500円/日	
市町村民税非課税世帯で所得が一定の基準以下の者	—	300円/日	15,000円/月

※「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の受付に提示しないと減額されませんので注意してください。